



資料 2
福祉保健総務課

山梨県地域福祉支援計画

“安心して自分らしく暮らすことができる社会づくりを目指して”

(改定素案)



2019年 月改定



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の役割	3
4. 計画の期間	4

第2章 地域の現状及び課題

1. 地域の現状及び課題	5
2. アンケート調査	23

第3章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方	31
2. 計画の基本目標	33
3. 取組主体ごとの役割	34

第4章 具体的な施策

1. 施策体系	36
2. 施策の柱	37
3. 具体的な取組	40

第5章 数値目標及び推進体制

1. 数値目標	50
2. 推進体制	51

参考資料 市町村地域福祉計画策定ガイドライン（山梨県）

1. ガイドライン策定にあたっての考え方	52
2. 計画の基本的な事項	53
3. 現状と課題	53
4. 基本理念と基本目標	53
5. 施策の展開と事業の推進	54
6. 計画策定の体制と過程	62

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進展するとともに、人口減少社会の到来により、地域社会は大きな転換期を迎えています。

山梨県では、2005（平成17）年2月に「山梨県福祉基本計画」（計画期間：2005（平成17）年度から2014（平成26）年度）を策定した後、2015（平成27）年3月に本県を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応しながら、地域で支え合い、安心して心豊かに暮らせる社会づくりを目指すため、「山梨県地域福祉支援計画」（計画期間：2015（平成27）年度から2019（平成31）年度）を策定し、市町村や関係機関と一体となって、地域福祉の推進を図ってきました。

家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの貧困やひきこもりなどの課題が顕在化し、地域における福祉ニーズは多様化、複雑化しています。

情報通信技術の急速な進歩などにより、産業構造や社会構造が大きく変わろうとする中、子どもから高齢者まで、また国籍を問わず、様々な個性を持つすべての人が、それぞれの文化や生き方を認め、安心して暮らすことができ、かつ夢や希望を実現し、活躍し続けられる地域社会を推進することが必要です。

2018（平成30）年4月に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくこととされました。

そこで、地域福祉における本県の現状及び課題を踏まえ、改正社会福祉法の趣旨を勘案し、今後の地域福祉に関する基本目標や具体的な取組などを示し、地域福祉活動の更なる推進を図るとともに、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援するため、「山梨県地域福祉支援計画」（以下「本計画」という。）を改定します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、山梨県における県政運営の基本指針である「山梨県総合計画」の部門計画として、また社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として策定します。

なお、国では、「都道府県地域福祉支援計画」を「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる上位計画として位置付けています。

山梨県総合計画（戦略4 安心「やまなし」充実戦略） 要約

現在、本県の健康寿命は全国一の水準にあり「人生100年時代」が迫る中、生まれてから、地域の中で育ち、働き、老いを迎えるそれぞれのライフステージにおいて、誰もが安心して暮らすことができる社会を構築する必要があります。

そのため、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の充実を図ります。

社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による包括的な支援体制の整備事業の実施の支援に関する事項

《参考：厚生労働省計画策定ガイドライン》

市町村における包括的な支援体制の整備

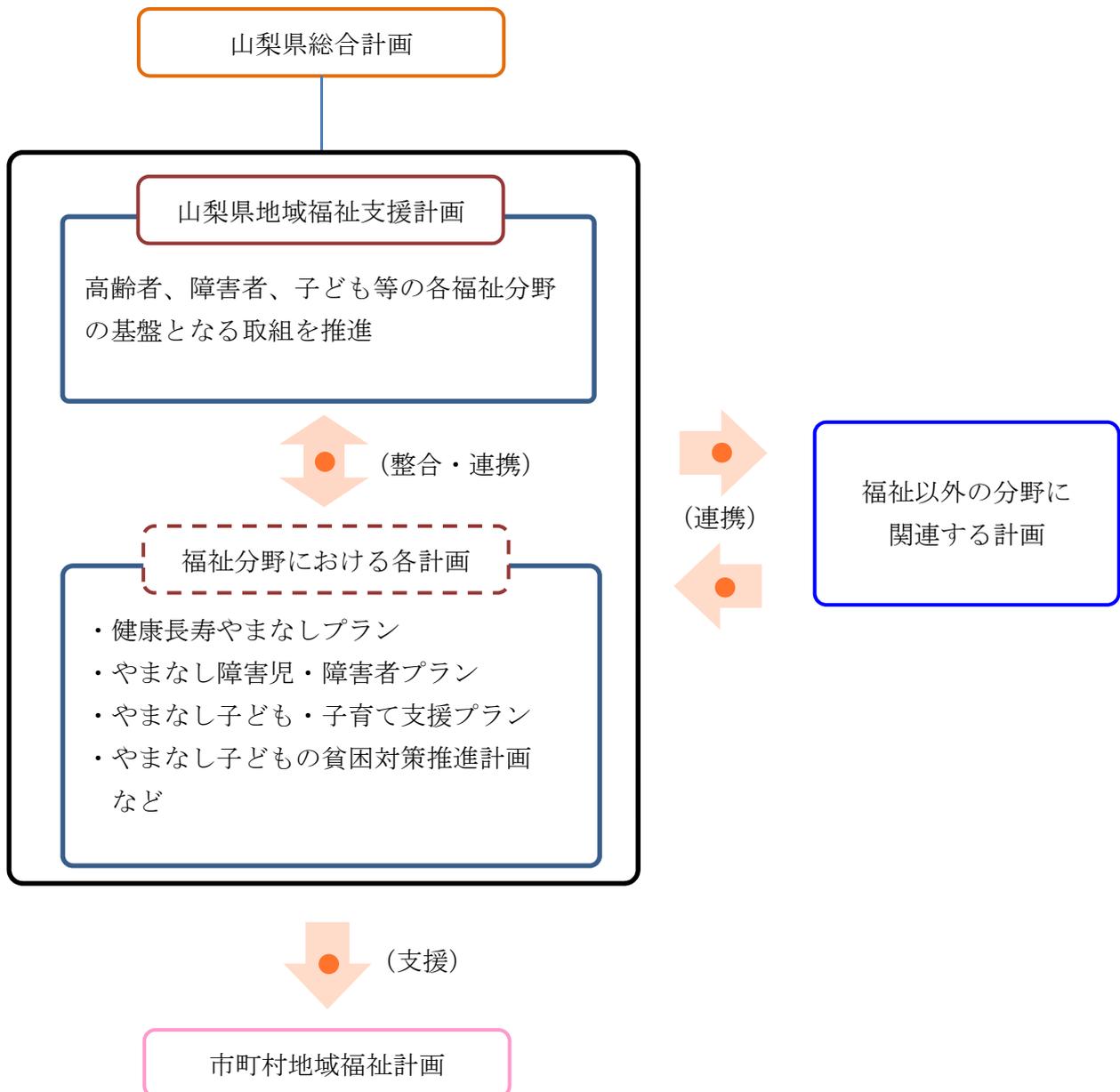
- ・単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- ・住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり 等

3. 計画の役割

本計画は、今後、益々進展する少子高齢社会に対応し、福祉分野に関連する計画と整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的とします。

また、福祉以外の分野に関連する計画とも連携し、地域の課題の解決に向け、包括的に取り組みます。

さらに、市町村地域福祉計画の実効性の向上を図るため、市町村の地域福祉の支援に関する取組を広域的な観点から支援します。





4. 計画の期間

「山梨県総合計画」との整合性を図るため、本計画の計画期間は、2019（令和元）年度から 2022（令和 4）年度までの 4 年間とします。

なお、計画期間中であっても社会福祉制度の動向や地域福祉に係る環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第2章 地域の現状及び課題

1. 地域の現状及び課題

(1) 人口減少

① 総人口の推移

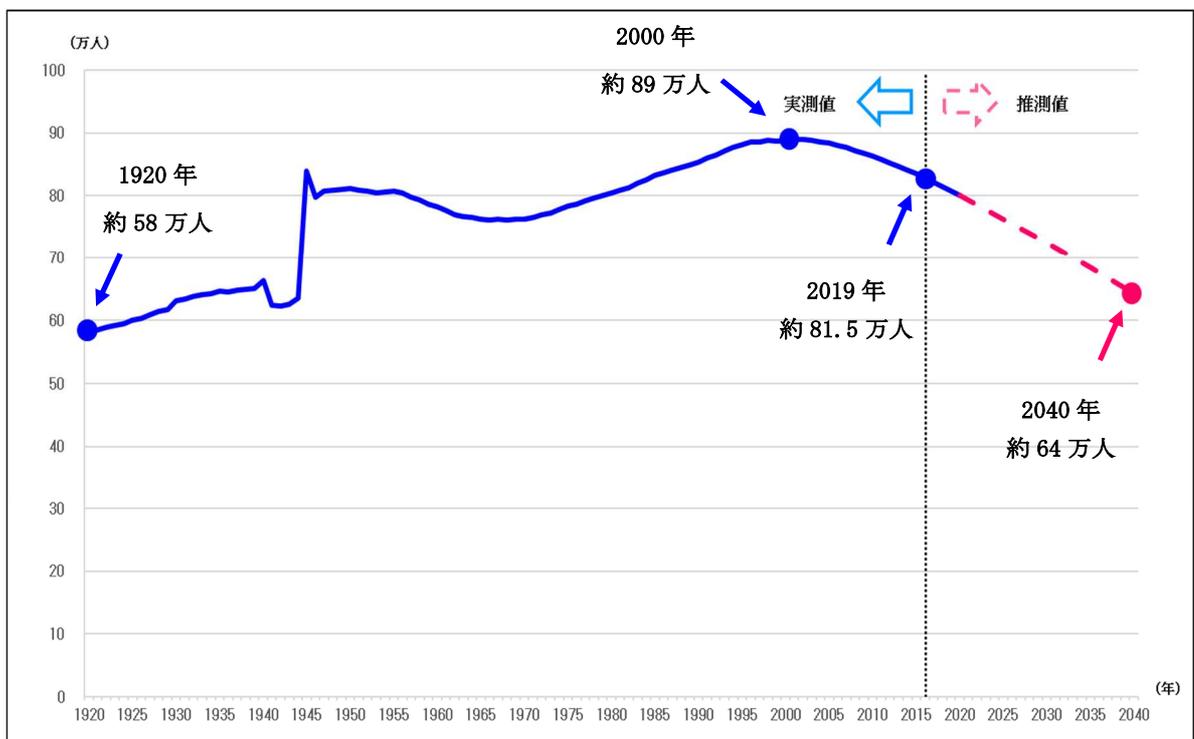
本県の総人口は、第二次世界大戦中に急増した後、1955（昭和30）年頃までは減少傾向でした。

その後、1970（昭和45）年頃から2000（平成12）年頃まで人口増加が続き、ピーク時（2000（平成12）年）には、89万人台に達しました。

2000年代からは、人口は減少に転じ、2019（平成31）年3月現在で815,333人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、現状のままで推移した場合、2040年の総人口は約642,000人になると見込まれており、2019（令和元）年と比較して2割以上減少すると見込まれます。

図1 総人口の推移（山梨県）



出典：「国勢調査」・「推計人口」（総務省統計局）

「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

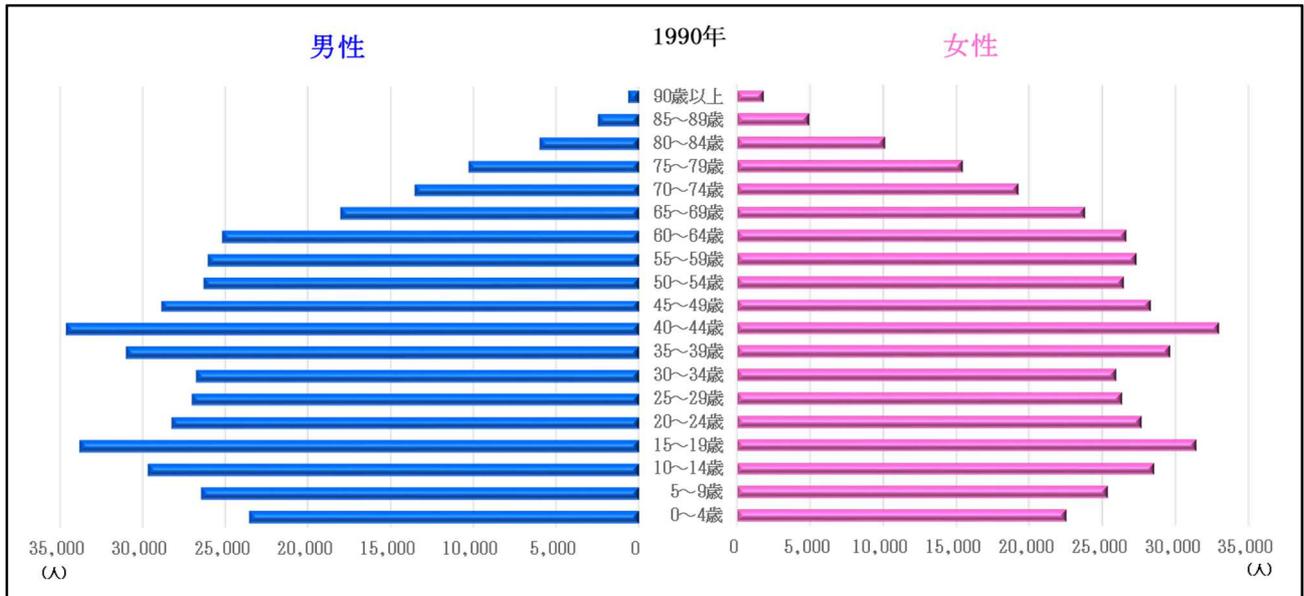


② 人口構成の推移

地域経済分析システム（RESAS（リーサス））により、1990（平成 2）年、2015（平成 27）年、2040 年の人口構成を分析すると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が総人口に占める割合は、少子化や若年世代の転出超過を背景に減少しています。

一方、老年人口（65 歳以上）は平均寿命の延伸により増加し、少子化の進行とあいまって総人口に占める老年人口の割合は急激に上昇しています。

図 2 人口構成の推移（山梨県）



老年人口 (65 歳以上)	126,583 人 (14.8%)
生産年齢人口 (15～64 歳)	569,805 人 (66.9%)
年少人口 (0～14 歳)	155,849 人 (18.3%)

出典：1990 年・2015 年

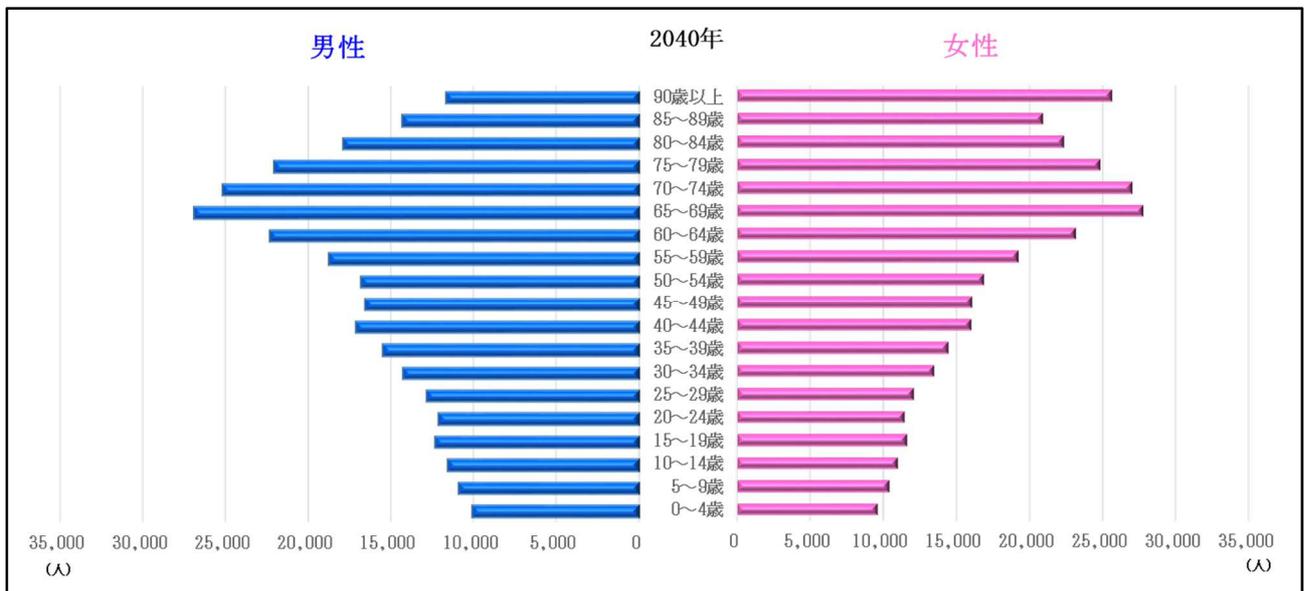
「国勢調査」・「推計人口」（総務省統計局）

2040 年

「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）



老年人口 (65歳以上)	234,544人 (28.4%)
生産年齢人口 (15~64歳)	488,845人 (59.2%)
年少人口 (0~14歳)	102,270人 (12.4%)



老年人口 (65歳以上)	266,018人 (41.4%)
生産年齢人口 (15~64歳)	312,478人 (48.7%)
年少人口 (0~14歳)	63,436人 (9.9%)



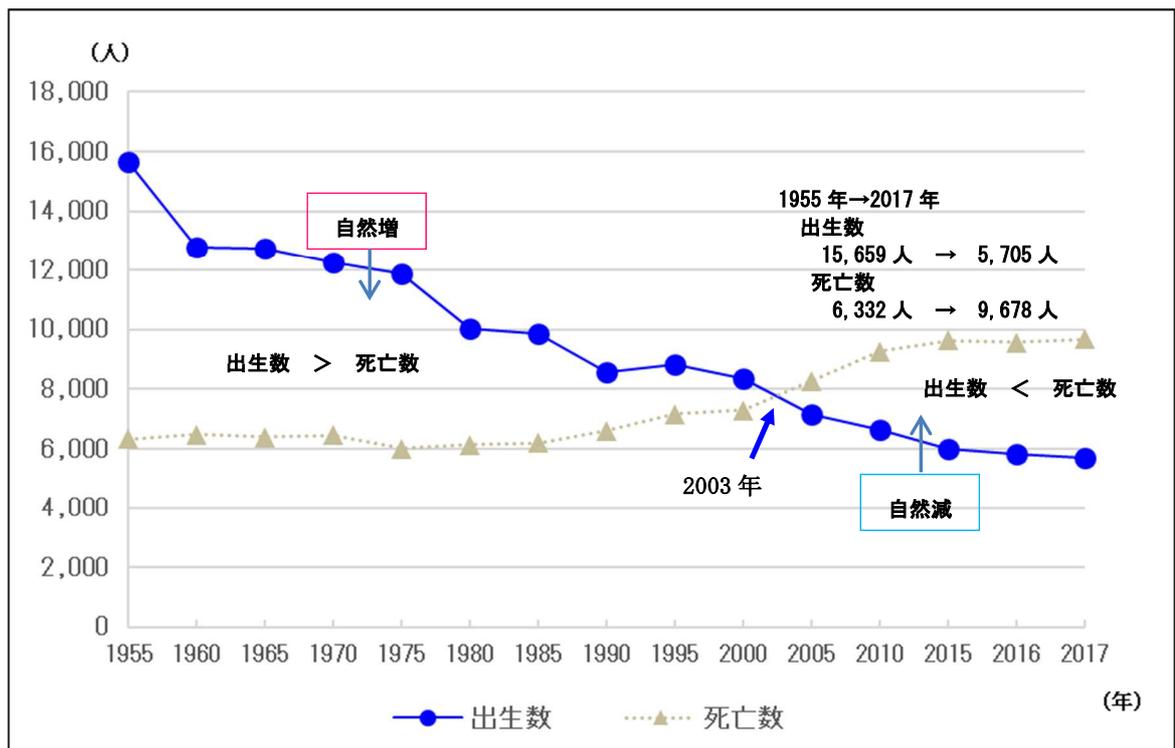
③ 出生数・死亡数の推移

出生数は1955（昭和30）年以降、減少傾向であり、一方、死亡数は1975（昭和50）年以降、増加傾向にあります。

この結果、自然増減（出生と死亡による増減）については、2003（平成15）年までは、出生数が減少傾向であったものの、出生数が死亡数を上回る自然増の状況にあり、2004（平成16）年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の状況となっています。

2017（平成29）年の出生数は5,705人、死亡数は9,678人となっています。

図3 出生数・死亡数の推移（山梨県）



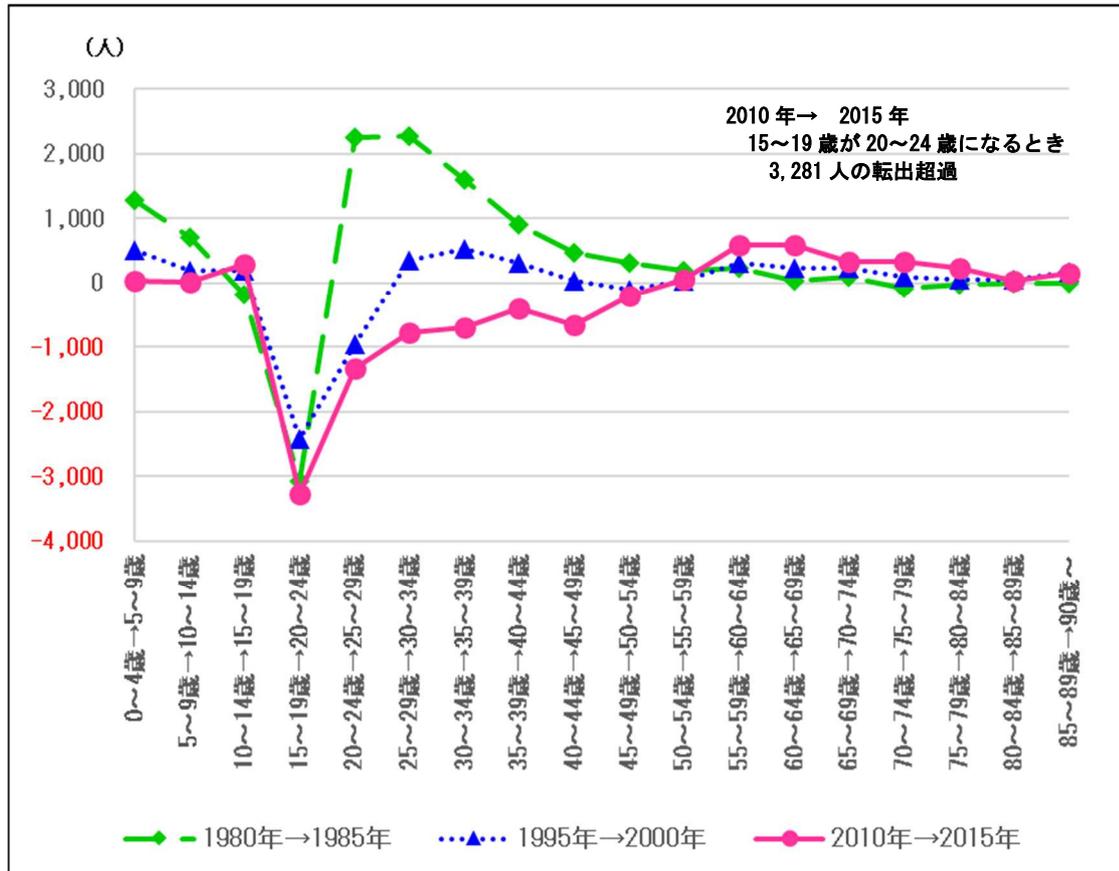
出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

④ 年齢階級別の人口移動

年齢階級別の人口移動を見ると、進学や就職により、15～19歳が20～24歳になるとき、大幅な転出超過となっています。

2010年→2015年では、15～19歳が20～24歳になるとき3,281人の転出超過になっており、転出超過は40歳代まで続いています。

図4 年齢階級別の人口移動（山梨県）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）



まとめ（人口減少）

- ・総人口は、2000（平成 12）年頃をピークに、出生数の減少や若者の県外転出などにより、減少しています。
- ・現在の人口は、81 万人台となっており、社人研の推計では、2040 年には、約 64 万人になると見込まれています。
- ・人口減少に伴い過疎化が進行することで、相互扶助機能の低下に拍車がかかり、地域によってはコミュニティの維持が困難になることが懸念されます。

(2) 少子高齢化

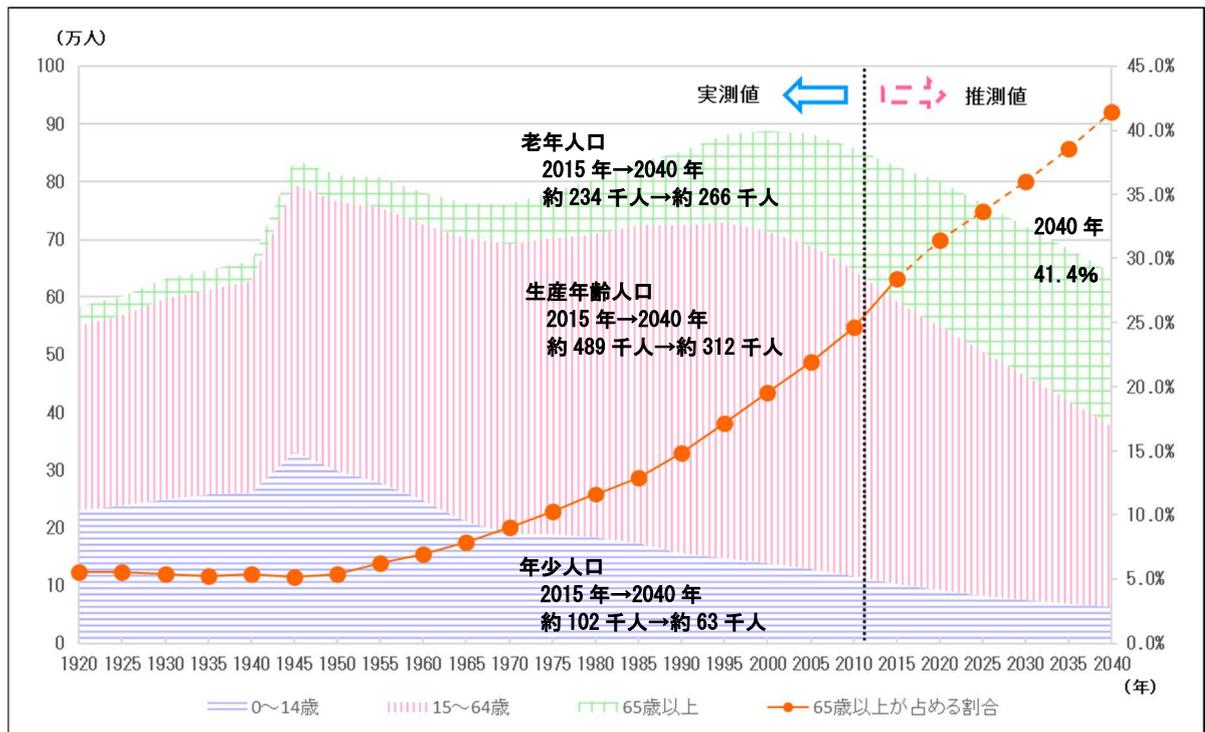
⑤ 年齢3区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）の推移

年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、近年減少傾向が続き、2015（平成27）年の年少人口は約102,000人、生産年齢人口は約489,000人となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は増加し、約234,000人となっています。また、総人口に占める老年人口の割合は、戦後一貫して増加しており、2005（平成17）年には20%を超え、2040年には、41.4%になると見込まれます。

2015（平成27）年の従属人口（年少人口＋老年人口）は約336,000人で、従属人口指数（従属人口÷生産年齢人口×100）は68.9となっていますが、2040年には、従属人口は約329,000人と2015（平成27）年とほとんど変わらないものの、生産年齢人口が減少するため、従属人口指数は105.4に上昇します。

図5 年齢3区分人口の推移（山梨県）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

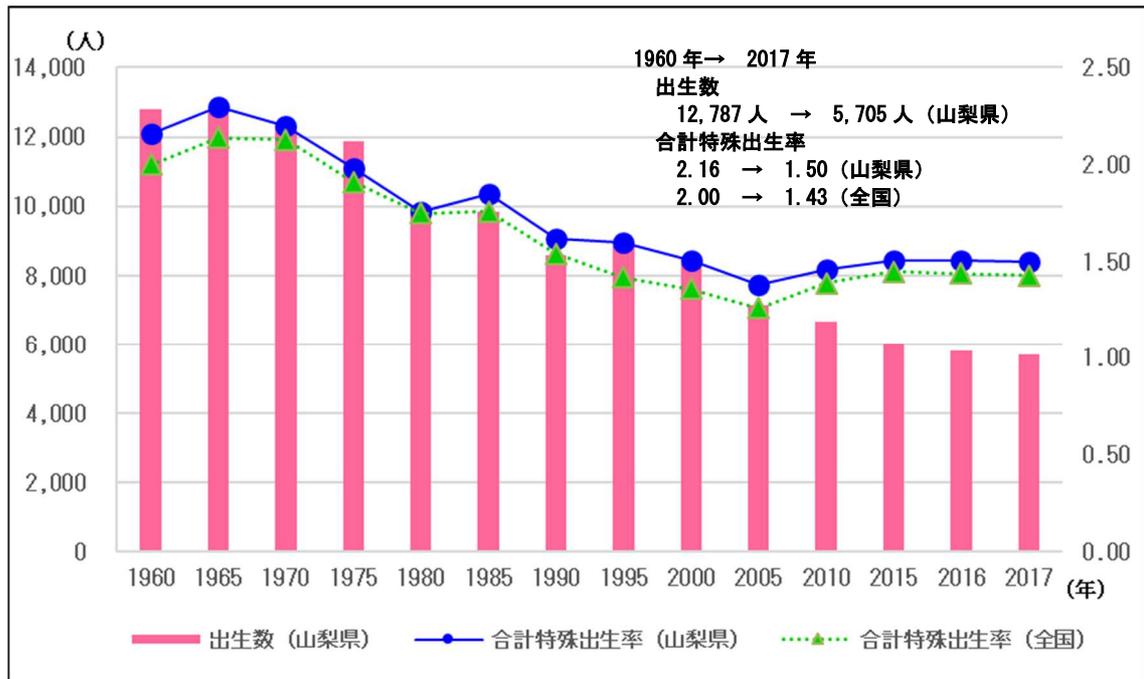


⑥ 出生数・合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、1975（昭和 50）年頃に 2.0 を下回り、その後も減少傾向が続いており、2017（平成 29）年の出生数は 5,705 人で、1960（昭和 35）年から約 60 年間で半数以下まで減少しています。

近年は、全国と同様に横ばいとなっており、2017（平成 29）年は 1.50 となっています。

図 6 出生数（山梨県）・合計特殊出生率の推移（山梨県・全国）



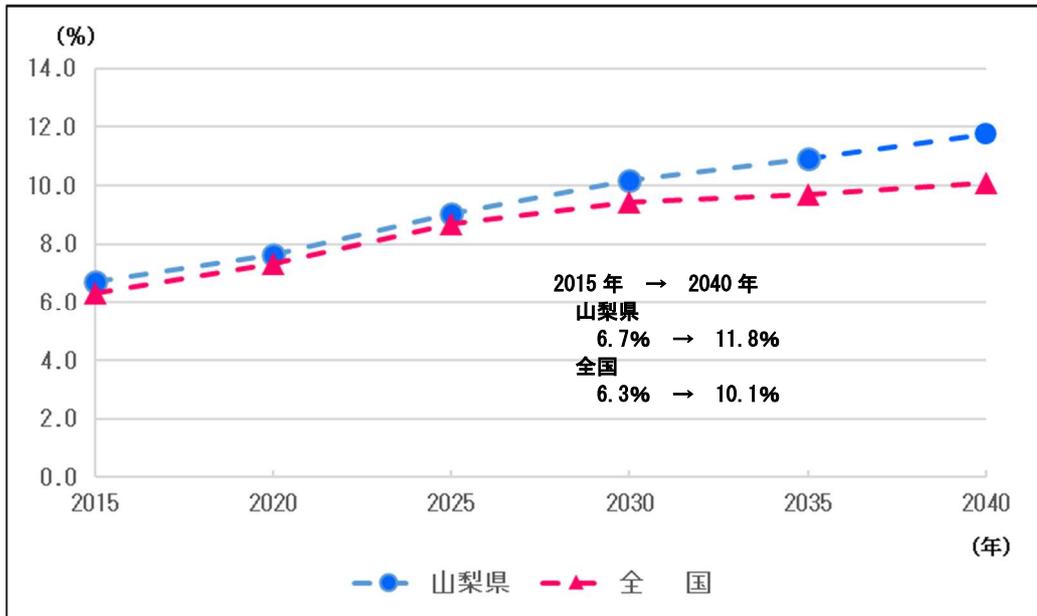
出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

⑦ 高齢単身世帯(75歳以上)の割合の推移

社人研の推計では、本県の高齢単身世帯(75歳以上)の割合は、全国よりも高く、全国と同様に増加する見込みとなっています。

2040年には、山梨県が11.8%、全国は10.1%になると推計されています。

図7 高齢単身世帯(75歳以上)の割合の推移(山梨県・全国)



出典：「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

まとめ(少子高齢化)

- ・総人口に占める老年人口の割合は、戦後一貫して増加しており、2005(平成17)年には2割を超え、2040年には、41.4%になると見込まれます。
- ・合計特殊出生率は、1975(昭和50)年頃に2.0を下回り、その後も減少傾向が続き、現在は1.5前後で推移しています。
- ・少子高齢化が進むと、社会保障制度の維持が困難になることが危惧され、医療・介護・福祉などのサービスを、安定的・持続的に提供するための仕組みづくりが必要になります。



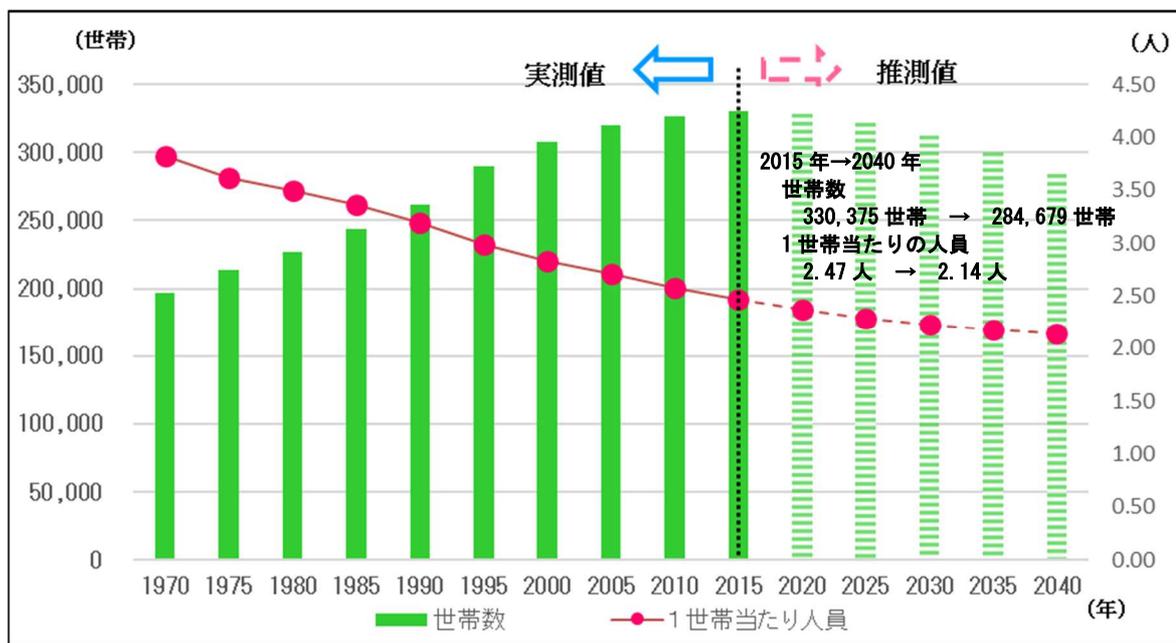
(3) 地域を取り巻く環境

⑧ 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

世帯数は、継続して増加しており、2015（平成27）年では、330,375世帯となっています。社人研の推計では、今後減少に転じ、2040年は284,679世帯となる見込みになっています。1世帯当たりの人員は、減少傾向が続いており、2015（平27）年では2.47人となっています。

社人研の推計では、2040年は2.14人になると見込まれています。

図8 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移（山梨県）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

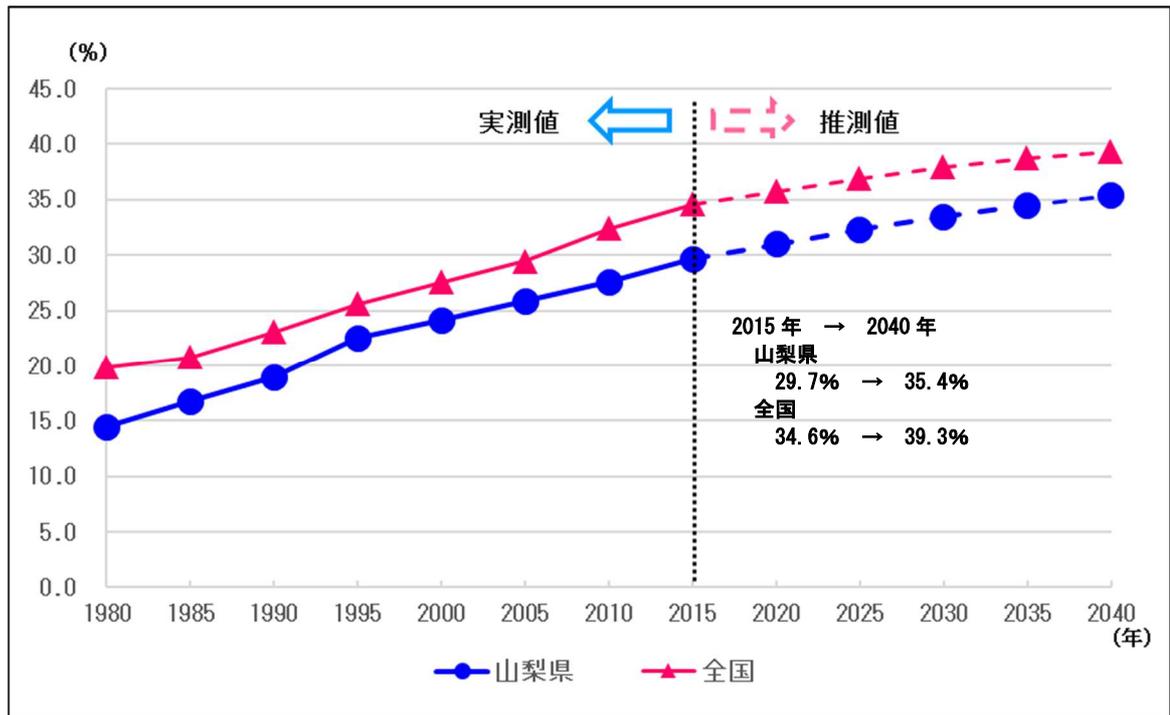
「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

⑨ 単身世帯数の割合の推移

単身世帯数の割合は、全国と同様に、増加傾向が続いており、2015（平成27）年では、山梨県が29.7%、全国は34.6%となっています。

社人研の推計では、2040年には、山梨県が35.4%、全国は39.3%となる見込みになっており、単身世帯の割合は、現在よりも更に高くなります。

図9 単身世帯数の割合の推移（山梨県・全国）



出典：「国勢調査」（総務省統計局）

「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

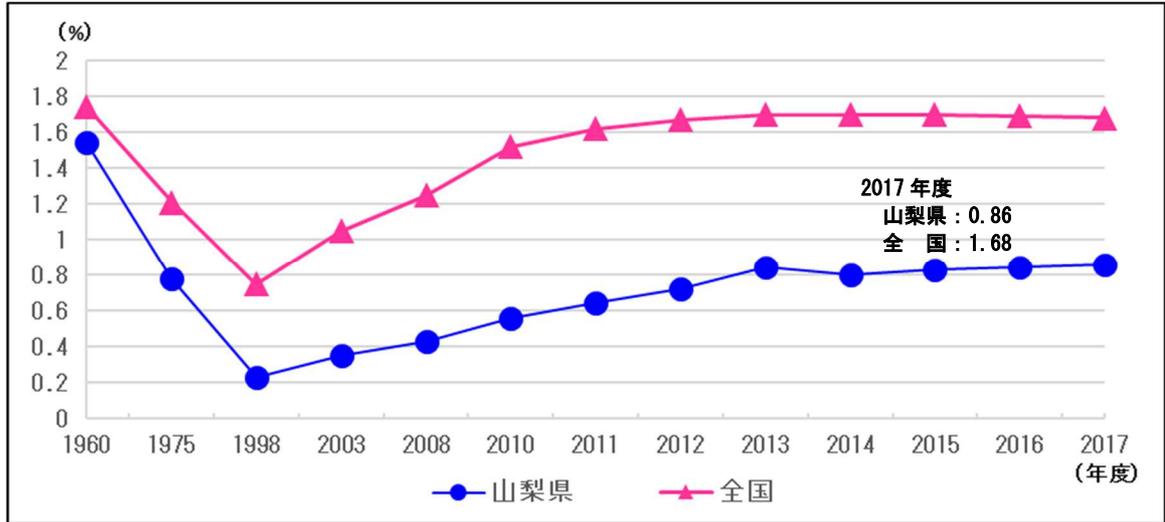


⑩ 生活保護の保護率（年度平均）の推移

本県の生活保護の保護率は、全国と比べ低くなっています。

全国と同様に近年は横ばいで推移しており、2017（平成 29）年度は 0.86% となっています。

図 10 生活保護の保護率（年度平均）の推移（山梨県・全国）

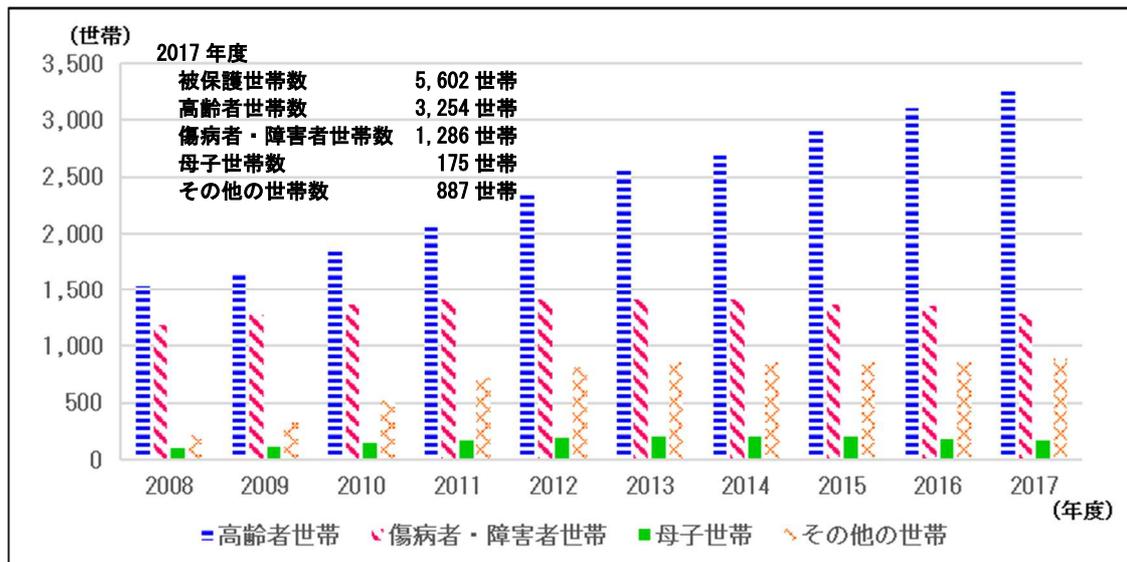


出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

⑪ 生活保護の被保護世帯数（世帯類型別・年度平均）の推移

本県の類型別における生活保護の被保護世帯数は、近年、高齢者世帯数が過半数を超えており、2017（平成 29）年度の被保護世帯数は 5,602 世帯で、そのうち高齢者世帯が 3,254 世帯（58.1%）を占めています。

図 11 生活保護の被保護世帯（世帯類型別・年度平均）の推移（山梨県）

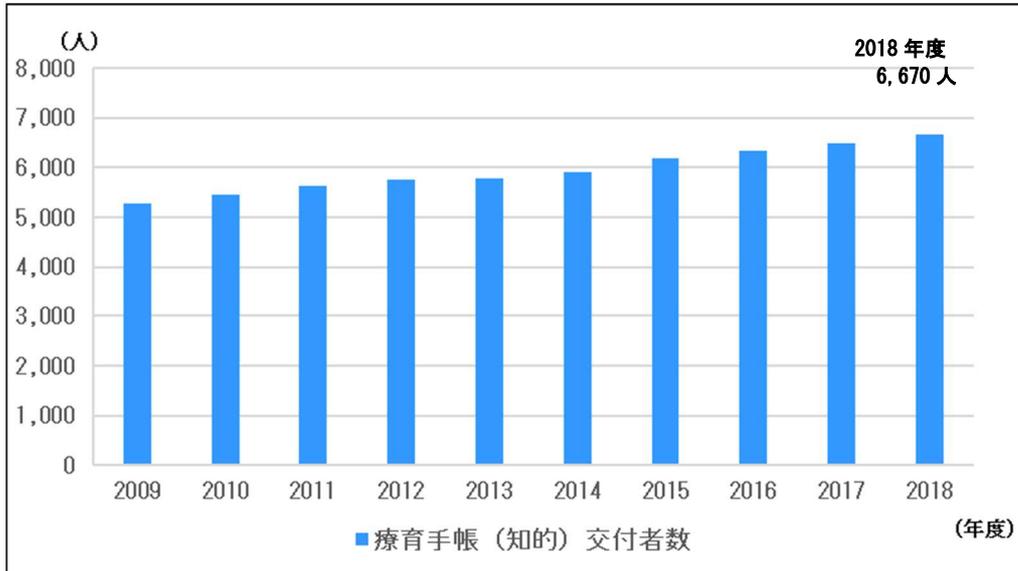


出典：「被保護者調査」（厚生労働省）

⑫ 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数は増加傾向にあり、2018（平成30）年度は6,670人となっています。

図 12 療育手帳交付者数の推移（山梨県）

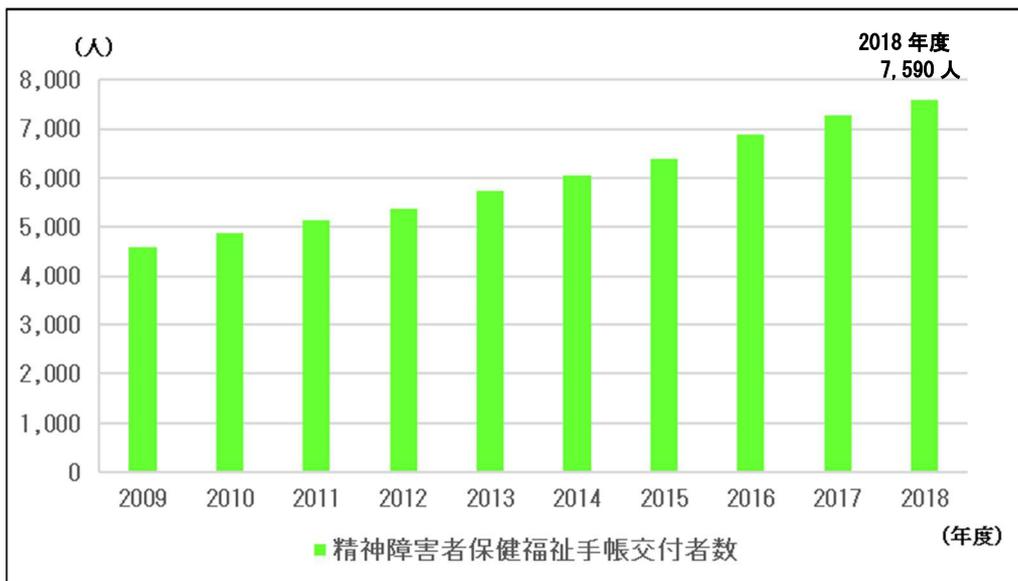


出典：「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）

⑬ 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、2018（平成30）年度は7,590人となっています。

図 13 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（山梨県）



出典：「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）



⑭ 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっており、2018（平成 30）年度は 35,701 人となっています。

図 14 身体障害者手帳交付者数の推移（山梨県）

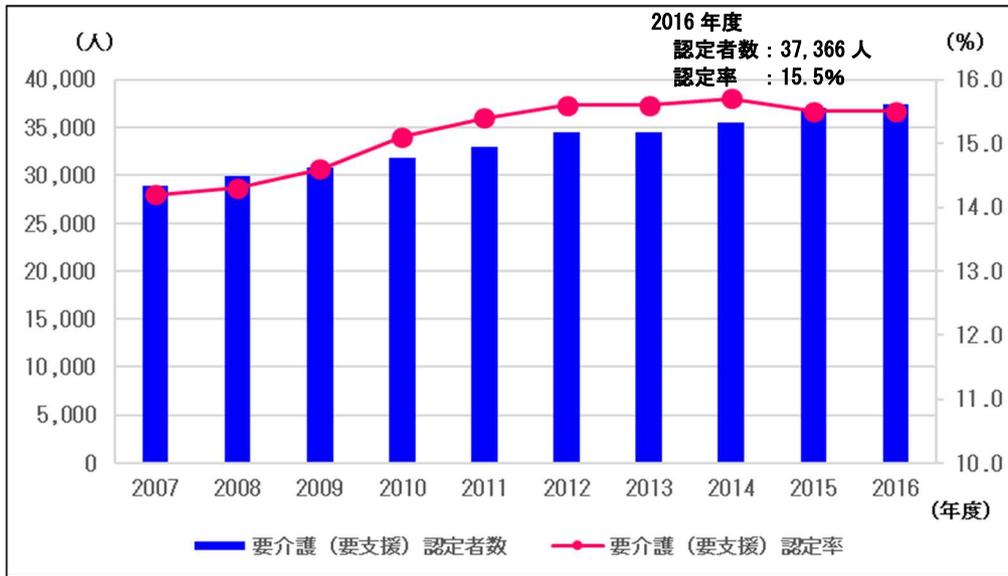


出典：「山梨県障害福祉課提供資料」（山梨県）

⑮ 要介護（要支援）認定者数の推移

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）のうち、要介護又は要支援と認定された方は、近年、増加傾向にあり、2016（平成28）年度末で37,366人となっています。認定率は、近年、横ばいであり、15.5%となっています。

図 15 要介護（要支援）認定者数の推移（山梨県）

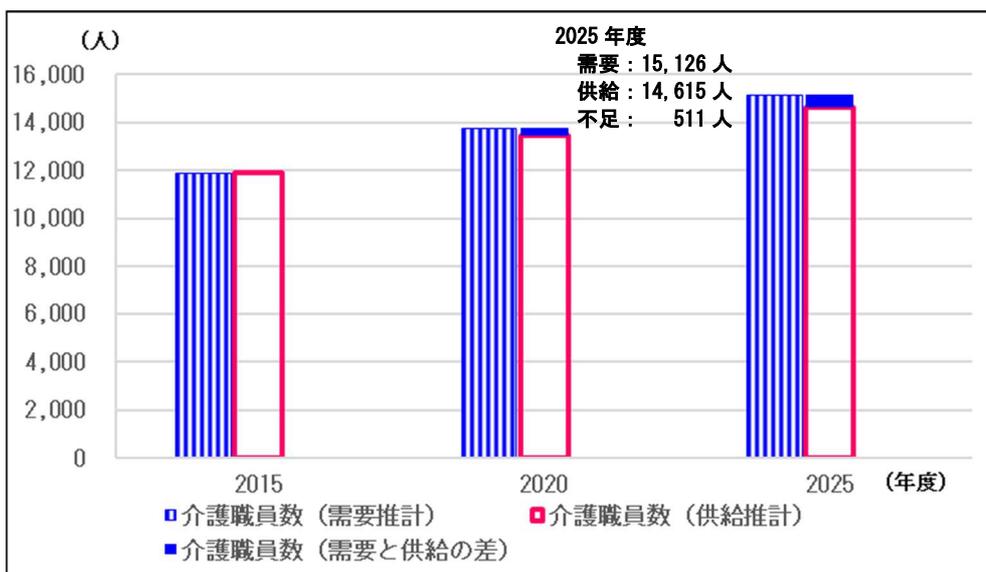


出典：「平成28年度介護保険事業状況報告」（山梨県）

⑯ 介護職員数の推移

介護職員の需要と供給は、今後、需要と供給にギャップが生じるものと見込まれ、2025年では511人が不足すると推計されています。

図 16 介護職員数の推移（山梨県）



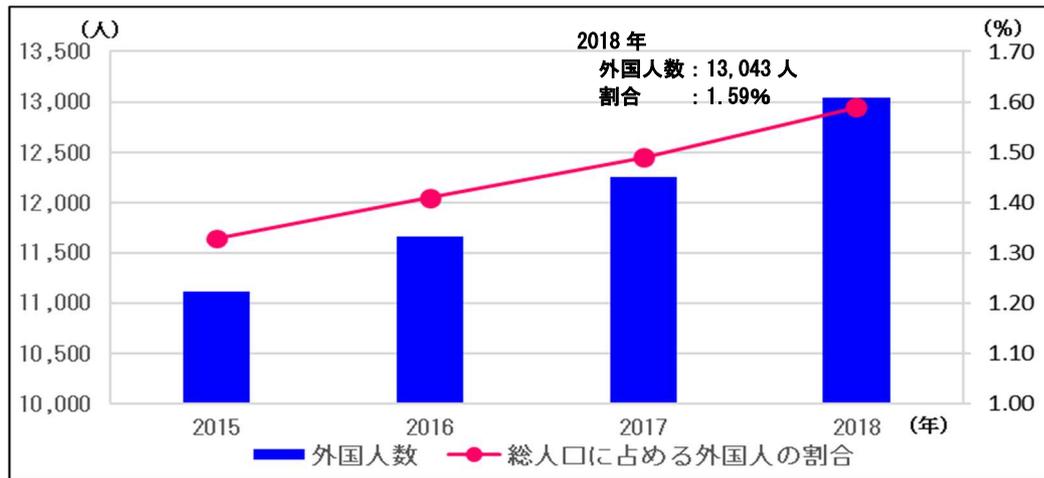
出典：「健康長寿やまなしプラン資料」（山梨県）

⑰ 外国人の人口の推移

本県における外国人の人口（各年10月1日現在）は、近年、増加傾向にあり、2018（平成30）年（10月1日現在）は、13,043人となっています。

また、本県の総人口に占める割合も増加傾向で、1.59%となっています。なお、全国の総人口に占める割合は、2018（平成30）年（1月1日現在）は、2.09%となっています。

図 17 外国人の人口の推移（山梨県）



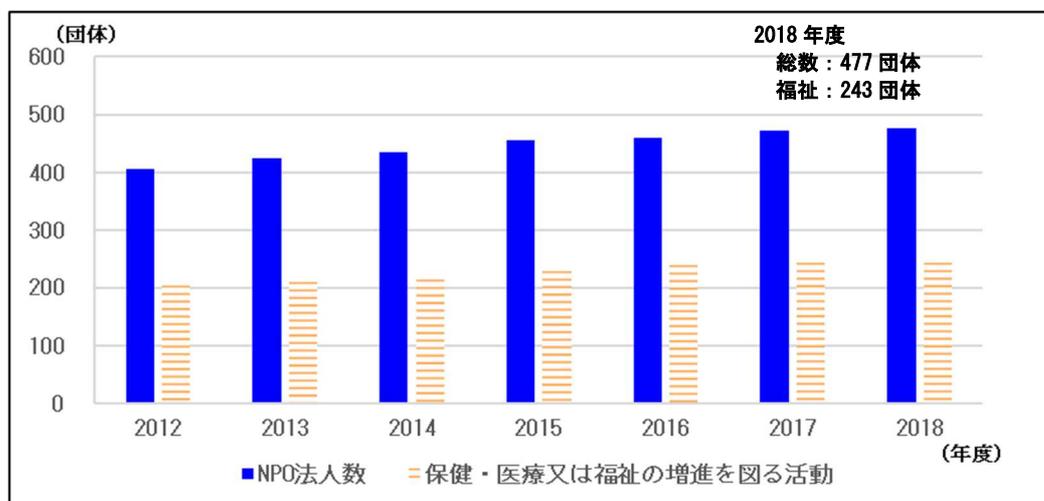
出典：「山梨県常住人口調査」（山梨県）

⑱ NPO 法人数の推移

本県における NPO 法人数は、近年、横ばいであり、2018（平成 30）年度は 477 団体となっています。

また、活動分野のうち「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行う NPO 法人も、近年、横ばいであり、2018（平成 30）年度は 243 団体となっています。

図 18 NPO 法人数・「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行う NPO 法人数の推移（山梨県）



出典：「山梨県県民生活・男女参画課提供資料」（山梨県）